

new 広
し 報

S H I S U I
す
い

No.701

令和8年

4

April 2026

□ cover 未来へ向かって羽ばたけ

3/12 酒々井中学校卒業証書授与式

令和8年町長施政方針..... 2

□ 「酒々井町自転車ルールブック」を作成..... 3

□ 令和8年度当初予算..... 14・15



令和8年 町長施政方針

令和8年第2回町議会定例会が、3月3日に開会し、議
会初日に町長が令和8年度の
町政運営の基本姿勢を示す施
政方針演説を行いました。そ
の要旨を紹介します。

まちづくりの目標

私は、令和7年12月に第48
代酒々井町長に就任してから
多くの町民の皆さまと直接意
見交換をしてきました。その
結果、日頃から町に対し深い
愛情を持ち、町の未来につい
て真剣に考えている町民の方
がたくさんいることを改めて

感じました。

私の政治理念は『まちづく
りはひとつづくり』です。地域
社会の持続的な発展には、地
域に住む人々がまちづくりに
参加し、ともに成長を遂げ、
新しい価値や概念を生み出す
創造が必要です。ヒトやモノ
など資源が限られるなか、行
政だけでまちづくりはできま
せん。町民の皆さまも一緒
になって、より良い酒々井の未
来を築き上げていきたいと考
えています。

令和8年度の主要施策

① 健康・福祉・子育て

○健康づくりの推進

検診は、症状が現れる前に
病気を発見する手段であり、
特になんや心血管疾患は早期
に発見することで治療の成功
率が高まります。各種検診の
充実を図ります。

○町独自の子育て支援事業

結婚・妊娠・出産期に「伴
走型支援」や「産後ケア事業」
など、一人ひとりに寄り添っ
た支援を行います。

また、町独自の施策として
「ママ・パパ歯科検診」を実
施します。

② 教育・文化

○小学校水泳指導を民間委託

酒々井小学校に加え、大室
台小学校も水泳指導の民間委
託を開始し、専門的な指導に
より児童の泳力・体力の向上
をさらに図っていきます。

○学校給食費の支援

小学生は国・県の新たな補
助制度を一部活用して無償化
を実施します。中学生は国の
物価高騰対応重点支援地方創
生臨時交付金を活用して無償
化を実施し、子育て世帯の負
担軽減を推進します。

③ 生活安全

○犯罪抑止力の強化

町内への防犯カメラ設置の
拡充を進めるほか、町内金融
機関と協力してさらなる防犯
対策に取り組みます。児童生
徒の防犯対策を強化するため
「子ども一〇番の家」の活
性化を図ります。

○交通安全対策の推進

犯罪の抑止策にもつながる、
登下校の「ながら見守り活動」
のさらなる充実を図るほか、
通学路の定義を改めて確認し
たうえで通学路の安全点検を
実施します。

④ 環境共生

○総合公園の抜本的見直し

町民の憩いの場である総合
公園の抜本的な見直しを進め、
家族で一日楽しめる公園とな
るよう、アスレチック施設や
ドッグランの整備など、官民
連携手法の導入を含めて多角
的・多面的な視点から調査・
研究していきます。

○馬橋川沿岸盛土対策

崩落により開渠部分の河川
の流水が阻害されることを防
ぐため、土砂の撤去などの対
策工事を行います。

⑤ 都市基盤

○適正な土地利用の推進

酒々井IC周辺地域の有効活
用について県との連携を強化
しさらなる推進を図ります。

また、京成宗吾参道駅周辺
地域・ちびっこ天国跡地利用
など、土地の有効活用につい
て検討します。

○道路整備の促進

国道51号の未改良区間の整
備、国道296号の交差点改
良および県道宗吾酒々井線・
成東酒々井線・富里酒々井線
の整備に関する要望活動を積
極的に進めます。

⑥ 産業・経済

○企業誘致の促進

酒々井IC周辺の土地利用の
促進と新規事業者の誘致活動
を積極的に進めます。墨工業
団地内の未利用地の解消に向
けて取組を進めます。

○地元中小企業の支援

事業者がキャッシュレス決
済端末を導入する際に補助金
を交付し、経営の安定と産業
の振興を図るほか、地元の商
工業品を使用した商品のP
R・広報を充実させます。

⑦ 地域生活・行財政

○後期基本計画の策定

持続可能なまちづくりの実
現を目指して「第6次総合計
画・後期基本計画」を策定し
ます。

○組織改正と職員の確保

政策実現に向けた体制を整
備するため行政組織の見直
し・改正を行うほか、職員数
の適正化とデジタル人材も含
め多様な人材確保のための調
査・研究を進めます。併せて
職員の働き方改革についても
推進していきます。

問い合わせ 総務課秘書広報
室 ☎204

こども 誰でも通園制度利用案内

保育所などに在籍していない生後6カ月から満3歳未満のお子さんを対象に、月利用10時間を上限に、時間単位でお預かりする制度です。

利用を希望する方は、「乳児等支援給付（こども誰でも通園制度）認定申請書」と「問診票」をこども課へ提出してください。
※申請書などは、こども課、子育て支援センターあいあい、町ホームページから取得できます。

実施会場 子育て支援センターあいあい

利用料金 1時間300円

申請・問い合わせ こども課子育て支援班 ☎ (382) 2344



町有バスは、平成15年から現在の車両で運行を行っており、22年が経過し、車両の経年劣化が進んできたことから、町では今後のあり方を検討しております。

令和8年度以降は、利用者の安全基準がより一層高まる民間の一般貸切旅客運送事業者のバスを利用し、町民サービスの継続していきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ 企画財政課管財班 ☎ (382) 2335



<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2026022000024/>

町では、住民の皆さんが自転車の交通事故を防ぎ、安全に利用できるように、自転車の基本的な交通ルールや通行方法などについて分かりやすく解説した自転車ルールブックを作成しました。

自転車を利用しているため、ご活用ください。問い合わせ くらし安全協働課危機管理室 ☎ (496) 1164

総務 町の組織が一部変更

4月1日より広報および広報に関する業務を企画財政課および税務住民課から総務課秘書広報室へ変更します。

なお、統計業務については、企画財政課企画・地方創生推進室で行います。

問い合わせ 総務課総務班 ☎ (382) 2332

税務住民 軽自動車税(環境性能割)の廃止

軽自動車税(環境性能割)は令和元年10月から軽自動車の購入時に課税していましたが、令和8年度税制改正に伴い、3月31日で廃止しました。

問い合わせ 税務住民課住民税班 ☎ (496) 1172

企画財政 町有バスを廃止

全協 「酒々井町自転車ルールブック」を作成

町長コラム まなぶ通信



桜の花が次々と咲き誇り、春らんまんの心地よい季節となりました。町民の皆さまにおかれましては、希望に満ちた新年度を健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

4月は進学や就職など、新しい生活が始まる門出の季節です。皆さまも身の周りの変化や引き継ぎなどで、忙しい毎日をお過ごしのことと思います。町におきまして、3月議会で承認いただいた新年度予算をもとに、気持ちを新たに新しい体制での歩みをスタートさせたところで、

環境の変化が大きい時期ではありますが、「フレキシブルな草木の芽吹きのように、皆さまの暮らしが未来に向かって着実に実りあるものとなりますよう、職員一同、より一層のサービス向上に真心を込めて取り組んでまいります。

本年度も変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。

酒々井町長 金塚 学



小・中学生の給食費を実質無償化

町の学校給食は、令和7年9月1日から富里市に事務委託し、富里市学校給食センター（愛称「すいすいキッチン」）で調理され、町内の小・中学校3校に配送しています。児童生徒・保護者・学校関係者の皆さまのご理解、ご協力により順調に「すいすいキッチン」の共同利用が進んでいることに改めてお礼を申し上げます。



学校給食は、令和8年度において、公立小学生に対する国・県の補助制度がスタートします。また、町独自の事業として、国の交付金（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金）を活用して中学生の給食費を無償化します。

いずれも、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の負担軽減を目的に実施するものです。ここでは、国・県の補助制度の概要、中学生無償化の考え方、さらに賄材料費（食材費）と給食費の関係についてお知らせします。

小学生の全額無償化

給食費の無償化は、公立小学校の児童を対象に、全国一律で児童一人当たり月額5,200円（基準額）の補助を市町村が受けます。財源は、国・県がそれぞれ2分の1を負担します。国・県による支援額の算出は、令和8年5月1日時点の給食実施校の在籍児童数（約700人）×基準額×11カ月としています。試算では、歳入3,969万9千円と見込んでいます。

中学生の全額無償化

令和7年度に実施した半額無償化に続き、令和8年度は国交付金を活用して全額無償化を実施します。部活動の実施や進学を控え、負担の多い中学生の生徒を育てる世帯の負担軽減を考慮したものです。町当初予算においては、歳入2,347万9千円を計上しています。

賄材料費（食材費）と給食費の関係

学校給食に関する費用として、賄材料費は保護者が負担し、提供に要する費用（調理・配送など）は、町が負担する原則があります。町では、その原則を踏まえつつ、平成29年度から第3子以降の児童生徒の給食費を免除してきたほか、賄材料費のうち、地元産米の購入に係る費用や地元産の野菜などの使用に係る費用は町負担とするなど、子育て世帯の負担軽減や郷土愛を育む食育の推進を図ってきました。

物価高騰の影響と給食費

現在、町の給食費は小学生月額4,500円、中学生月額5,200円です。町は、保護者の負担軽減を目的に値上げを実施していません。しかし賄材料費は、物価高騰の影響を受け年々上昇しています。実際の一食当たりの費用に月あたりの平均給食回数（17.6回）を乗じた額は〈表〉のとおりです。

〈表〉給食費と賄材料費の状況

月額費用	給食費	実際に必要な賄材料費	不足する額	町負担額（年間）
小学生	4,500円	6,617円	1,417円	約1,100万円（1,417円×約700人×11カ月）
中学生	5,200円	7,536円	2,336円	約1,030万円（2,336円×約400人×11カ月）

※町負担額合計として、年額約2,130万円不足する計算となっています。

令和8年度、小学生分として国・県から一人月額5,200円の補助を受けるとしても、町は一人当たり不足している月額約1,400円を負担し、その額は年間で約1,100万円となります。町は、給食費の無償化は本来、国がその財源と責任において実施すべきものと考え、国による交付金などで給食費の抑制に使用できる推奨メニューがある場合は、積極的に活用してきました。今後も、その考えに変わりはありませんが、物価高騰が続く中、将来を担う児童生徒の安全・安心な給食の提供を確保し、郷土の食材を使用した食育を維持していくために、今後の給食費に関する検討を引き続き進めていきますので、ご理解、ご協力をお願いします。



問い合わせ 学校教育課学校教育班 ☎（382）2345

税務
住民

国民健康保険税の税率・課税限度額の改正

国保財政の仕組み

国民健康保険（以下「国保」）は、病気やけがをした時に安心して医療を受けるために、加入者の皆さんがお互いに助け合う制度です。

子ども・子育て支援金の創設

令和8年度より創設された子ども・子育て支援金制度は、児童手当をはじめとする子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育てを社会全体で応援する仕組みです。支援金は国保加入者だけでなく、後期高齢者医療保険や社会保険加入者も負担するものです。なお、18歳未満の被保険者は均等割が10割軽減になります。税率については、〈表1〉のとおりです。

保険税率・課税限度額の改正

国保事業の一人当たりの医療費は、医療の高度化や高齢化の進展などによって増加傾向にあります。国保特別会計の赤字を防ぐために令和7年度より県から示された標準保険税率に合わせて税率を改正しています。

町国保運営協議会で保険税率の改正について慎重な審議が行われ、令和8年度の保険税は〈表2〉のとおりとなりました。

また、国保税の年間上限額を定める課税限度額は、国の政令改正に基づいて106万円から113万円（子ども・子育て支援金を含む）に引き上げることに決定しました。

今後の安定した国保運営のため、ご理解をお願いします。

問い合わせ 税務住民課住民税班 ☎（496）1172

〈表1〉子ども・子育て支援金の税率

	項目	税率
子ども・子育て支援金	所得割	0.27%
	均等割	2,000円
	課税限度額	30,000円

※18歳未満は均等割が10割軽減されます。（18歳未満とは18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の被保険者をいいます。）

〈表2〉保険税率・課税限度額の改正

	項目	改正前	改正後
医療分	所得割	7.48%	6.09%
	均等割	28,100円	28,600円
	平等割	29,700円	44,400円
	課税限度額	650,000円	670,000円
後期高齢者支援金分	所得割	2.69%	3.66%
	均等割	16,300円	9,900円
	課税限度額	240,000円	260,000円
介護分	所得割	2.14%	2.19%
	均等割	16,200円	19,400円
	課税限度額	170,000円	170,000円
合計	所得割	12.31%	11.94%
	均等割	60,600円	57,900円
	平等割	29,700円	44,400円
	課税限度額	1,060,000円	1,100,000円

税務
住民

固定資産の縦覧・閲覧

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税義務者は、土地・家屋価格等縦覧帳簿により、自己の資産と町内の他の資産の評価を比較できます。

期限 4月30日(木)

手数料 無料

必要書類 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、委任状（本人、同一世帯以外の方や法人の場合）

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者または借地・借家人などの資産の使用者は、関係する部分について、固定資産課税台帳（名寄帳）の閲覧ができます。

期間 4月1日(水)〜随時

手数料 300円/一名義

※縦覧期間中（4月1日(水)〜30日(木)）に納税義務者が閲覧する場合は無料です。

必要書類 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）、委任状（本人、同一世帯以外の方や法人の場合）、賃貸借契約書（借地人や借家人が閲覧する場合）

縦覧・閲覧場所 税務住民課の窓口

※土・日・祝日（日曜開庁を除く）は縦覧・閲覧はできません。

令和8年度納税通知書の送付

4月10日(金)に納税通知書を送付します。4月中旬ごろまでに納税通知書が届かない場合は、お問い合わせください。お問い合わせ 税務住民課資産税班 ☎（496）1173

ハウオリ オハナ
婚活サロン Hauoli Ohana

♡IBJ 正規加盟店

「本気の出逢いを
最短ルートで♡」



〒285-0922 酒々井町中央台
☎080-1192-7428 (青木)



広告

健康福祉 健康福祉課福祉班の事業変更

4月1日より、左記のとおり事業を変更・廃止します。

【変更】障害者福祉事業

指定難病見舞金

支給月額	1,000円 (年2回支給)
------	-------------------

【変更】高齢者福祉事業

はり・きゅう・マッサージ券

1人当たり年間12枚
(月1枚)

88歳記念

式典は中止し、町と町社会福祉協議会より記念品をご自宅へ郵送

【廃止】80歳青年の集い、結婚50周年夫婦記念品支給事業
問い合わせ 健康福祉課福祉班 ☎(496) 1177



健康福祉 補聴器購入費用助成事業

在宅で生活され、聴力低下により日常生活を営むのに支障がある高齢者に対し、補聴器の購入に要した費用を助成します。

支給額 上限額1万円

※補聴器以外の機器は対象外。医療機器認定を受けている補聴器のみ対象。

※補聴器を購入する前にご相談ください。必要書類は健康福祉課で取得できます。

対象 次の①～③のすべてに該当する方

①町に住民登録(住民票)があり、在宅である65歳以上の方

②医師により、補聴器の使用が必要であることが証明されている方(証明書代自己負担)

③聴覚障害の身体障害者手帳の交付を受けていない方(申請中の方は対象外)

※本事業は一人につき1回までの助成です。令和7年度に助成を受けた方は対象となりません。

問い合わせ 健康福祉課福祉班 ☎(496) 1177

健康福祉 離婚と子どもをめぐるルールが新しくなります

4月1日より改正民法が施行され、子どもの利益を確保するため、父母の親権・婚姻関係の有無にかかわらず、子どもを養育する親の責務が明確にされ、親権や養育費、親子交流などに関するルールが見直されました。主な改正点は次のとおりです。

親権について

離婚後は、父母双方を親権者と定める「共同親権」または父母一方を親権者と定める「単独親権」のいずれかを選択できるようになります。

養育費の支払い確保について

離婚をしたときに養育費の取り決めをしていなくても一定額の法定養育費を請求できるようになります。

また、養育費債権の一定額に先取特権と呼ばれる優先権が付与され、調停や審判を経なくても父母間で取り決めた額(取り決めがなければ法定養育費の額)の差し押さえ手続きができるようになります。詳しくは法務省ウェブサイトをご覧ください。

【パンフレット】



<https://www.moj.go.jp/content/001449160.pdf>

【離婚を考えている方へ離婚をするときに考えておくべきこと】



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji_07_00011.html

【民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後の子の養育に関する見直し)について】



https://www.moj.go.jp/MINJI/minji_07_00357.html

問い合わせ 健康福祉課福祉班 ☎(496) 1177

げんき館

開館時間 9時～17時
休館日 月曜日(年末年始・臨時休館あり)
住所 酒々井町酒々井1200-9
問い合わせ ☎(375) 8405

お気軽にお立ち寄りください



町の施設を
紹介します!



<表1>手当額

人数	区分	令和8年度(月額)
1人	全部支給	48,050円
	一部支給	所得に応じて48,040円～11,340円
2人以上	全部支給	11,350円を加算
	一部支給	所得に応じて11,340円～5,680円を加算

※令和8年4月からの手当額は、3.2%引き上げとなります。
 (2025年全国消費者物価指数の対前年比による)
 ※この手当には、所得制限があります。

健康福祉
児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、子どもの福祉の増進を図るための手当です。

支給月 原則5月・7月・9月・11月・1月・3月

対象 次の①～⑦のいずれかに該当し、18歳に達する日以後最初の3月31日(一定の

障がいがある場合は20歳の誕生日が属する月)までの児童を養育している父または母もしくはは父母に代わって児童を養育している方

①父母が離婚(または事実婚解消)した児童

②婚姻(事実婚を含む)によらないで生まれた児童

③父または母が死亡、もしくは海難・航空事故などで生死不明の児童

④父または母に重度の障がいがある児童

⑤父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑥父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

⑦父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

健康福祉
特別児童扶養手当

在宅で精神または身体に一定の障がいがある20歳未満の児童を監護している父または母に代わって児童を養育している方に(表2)のとおり支給されます。

健康福祉
特別障害者手当

在宅で精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳以上の方に(表2)のとおり支給されます。
 ※3カ月以上の入院や施設に入所している場合は対象外です。

<表2>手当額と支給月

	令和8年度(月額)	支給月
特別児童扶養手当	1級58,450円	原則4月・8月・11月 ※支給時に4カ月分支給
	2級38,930円	
特別障害者手当	30,450円	原則2月・5月・8月・11月 ※支給時に3カ月分支給
障害児福祉手当	16,560円	

※令和8年4月からの手当額は、3.2%引き上げとなります。
 (2025年全国消費者物価指数の対前年比による)
 ※これらの手当には所得制限があります。

健康福祉
障害児福祉手当

在宅で精神または身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする20歳未満の児童に(表2)のとおり支給されます。

※施設に入所している場合は対象外です。なお、入院は対象です。

健康福祉
ねたきり身体障害者および重度知的障害者福祉手当

在宅で常時介護を必要とし、6カ月以上寝たきりの20歳以上65歳未満の身体障害者手帳をお持ちの方や、20歳以上で療育手帳Aの2以上の判定を受けた方に支給される手当です。

※特別障害者手当受給者および障害児福祉手当受給者は対象外です。

手当額 月額8,650円
 支給月 3月、6月、9月、12月に3カ月分まとめて支給
 ※所得制限があります。

健康福祉
ひとり親家庭等医療費等助成

18歳に達する日以降最初の3月31日(一定の障がいがある場合は20歳の誕生日の前日)までの児童を養育している父または母もしくはは父母に代わって児童を養育している方およびその児童(子ども医療費助成対象者を除く)が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部または全額を助成します。
 ※所得制限があります。

健康福祉
指定難病見舞金

県が発行している有効期限内の指定難病受給者証および小児慢性特定疾病受給者証をお持ちの方に支給される見舞金です。

見舞金額 月額1,000円
 支給月 10月、4月に6カ月分(新規申請の方は申請月から)まとめて支給

本ページに関する申請・問い合わせ 健康福祉課 福祉班 ☎(496) 1177

＜表1＞契約医療機関

医療機関名	電話番号
千葉すい病院★	☎(481)8140
酒々井虎の門クリニック★	☎(310)7845
成田赤十字病院★	☎0476(22)2311
国際医療福祉大学成田病院★	☎0476(35)5602
聖隷佐倉市民病院★	☎(486)0006
佐倉厚生園病院★	☎(484)2164
成田富里徳洲会病院★	☎0476(85)5313
新八街総合病院	☎(443)7311
ラーバン健診センター★	☎0476(85)7766
IMS Me-Life クリニック千葉★	☎(204)5511

★印は脳ドック実施医療機関（脳ドック単独不可）

＜表2＞町助成上限額

短期ドック 日帰り、通院2日、1泊2日	30,000円
脳ドック追加	50,000円

※特定健診との重複受診はできません。

＜表3＞国保の届け出

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入	転入してきたとき	転入前の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険を抜けたとき	職場の健康保険を抜けた証明書、資格の喪失日付が分かる書類
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
国保を離脱	転出するとき	資格確認書など
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の両方の資格確認書など
	死亡したとき	資格確認書など、喪主の口座番号（葬祭費支給先）、会葬礼状
その他	住所、世帯主、氏名などが変わったとき	資格確認書など
	修学のため、別に住所を定めるとき	学生証、資格確認書など
	資格確認書などの紛失、盗難、破損したとき	汚損の場合は資格確認書など

共通の持ち物①公的機関発行の顔写真付き本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカードなど）②世帯主および対象者のマイナンバー（個人番号）のわかるもの

健康福祉 人間ドック 費用の助成

病気の早期発見と早期治療を目的に、人間ドック費用の一部を助成しています。契約医療機関（表1）のとおりに

対象 35歳以上で国民健康保険に6カ月以上継続して加入されている方または後期高齢者医療保険に加入している方で、保険税（料）の未納がない方

助成額 検診費用の7割 ※（表2）のとおりに上限額があります。

利用方法 次の①～③の手順で受診してください。

- ① 契約医療機関（表1）に直接連絡して日時を予約する。
- ② 資格確認書、本人確認書類を持参のうえ、健康福祉課へ申請し、利用承認書の交付を受ける。

※令和7年度に助成を受けた方には、利用承認書を送付しますので申請は不要です。

③ 当日、利用承認書を持参のうえ受診し、自己負担額分を医療機関に支払う。

申請・問い合わせ 健康福祉課 国保年金班 ☎（496）1169

健康福祉 国民健康保険の異動の届け出は14日以内

国民健康保険（以下「国保」）は、職場の健康保険などと違い、加入するときも離脱するときも届け出が必要で、異動があったら14日以内に届け出をしてください。詳しくは（表3）のとおりに

加入の届け出が遅れると

国保加入の届け出をした日からではなく、加入資格を得た月の分から保険税を納めることとなります。届け出が遅れた場合は、さかのぼって保険税を納めなければなりません。

離脱の届け出が遅れると

国保の資格が無くなったあとに国保の資格確認書などを、使って診療を受けてしまうと、国保が負担した医療費を町へ返納することになります。また、職場で国保を抜ける手続きはしてくれません。国保資格喪失の手続きが必要です。詳しくは、健康福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ 健康福祉課 国保年金班 ☎（496）1169

健康福祉 国民年金の保険料納付が困難な学生の方には学生納付特例制度の申請を

大学や各種専修学校などに通う学生は、本人の前年の所得が一定額以下であれば、家族の所得にかかわらず、在学中の保険料の納付が猶予されます。

対象 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校などの学生（夜間・定時制課程や通信課程含む）

申請方法 年金手帳または基礎年金番号通知書、令和8年度有効な学生証または在学証明書を持参のうえ、健康福祉課で手続きを行ってください。

※令和7年度に学生納付特例の承認を受けていて、一定の要件を満たしている方には、日本年金機構から申請書が送付されます。

※申請は、毎年度必要です。

申請・問い合わせ 健康福祉課 国保年金班 ☎（496）1169



健康福祉 **家族介護慰労金支給事業**

在宅で介護保険のサービスを受けていない（福祉用具貸与、特定福祉用具購入および住宅改修を除く）方を介護している家族に対し慰労金を支給します。

対象 次の①～③すべてに該当する方

- ①町内に住民登録（住民票）がある方
- ②要介護3以上の方と同居している方（要介護2で認知症高齢者の日常生活自立支援度がⅡ以上の方も含む）
- ③過去一年間、介護保険サービス（年間10日以内の短期入所は利用可）を利用しなかった方および医療機関に通算90日を超える入院をしていない方を主に介護している方

健康福祉 **介護職員初任者研修等の受講費用を助成**

介護職員初任者研修などを終了し、町内のサービス事業所に3カ月以上就業している人を対象に、介護職員初任者研修および介護福祉士実務者研修の受講費用を助成します。

問い合わせ 健康福祉課介護保険班 ☎（496） 1168

経済環境 **し尿などの投入使用料の改定**

印旛衛生施設管理組合では、人件費および物件費の高騰により、し尿などの処理経費が増大していることから、4月1日投入分より投入使用料を改定しました。

- 改定前 10kg当たり8,380円（3月31日まで）
- 改定後 10kg当たり16,500円（4月1日より）

ご理解、ご協力をお願いします。

問い合わせ 印旛衛生施設管理組合事務局庶務班 ☎（498） 1538

経済環境 **浄化槽などの適正な管理**

浄化槽、くみ取り便所の適正な清掃を行います。

浄化槽は、法による検査が年一回義務となっています。

また、検査に併せて清掃も一括契約制度により年一回以上の実施が規定されています。

浄化槽管理者は、適正な管理をお願いします。

問い合わせ 経済環境課環境対策室 ☎（382） 2337

安全協働 **春の全国交通安全運動**
「車からぼくたちみえない 手をあげよう」

入学・入園を迎えるこの時期は、お子さんの関係する交通事故が増加する傾向にあります。次代を担うお子さんや高齢者など交通弱者に対する保護・誘導活動を推進するなど、社会全体で一人ひとりが交通ルールの遵守と、交通安全を実践し、交通事故防止の徹底を図りましょう。


実施期間 4月6日(月)～15日(水)

運動の重点目標

- ・通学路・生活道路におけるお子さんを始めとする歩行者の安全確保
- ・飲酒運転とながらスマホの根絶や歩行者優先などの安全運転意識の向上

- ・自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底とヘルメットの着用促進

問い合わせ ぐらし安全協働課危機管理室 ☎（496） 1164



千葉しすい病院

医療公開講座のご案内

4月講座演題

病院機能と施設機能

講師 浜本 奈美江

千葉しすい病院 看護部長

申し込み 不要

先着 50名様

参加費 無料

会場 千葉しすい病院

開催日 4/25 (土) 14:00~15:00 (開場 13:45~)

お問い合わせ 医療社団法人千葉光徳会 千葉しすい病院 ☎043-481-8111

＜表1＞日時・会場

日時	会場	避難の対象となる地域
5月9日(土) 9時～11時	酒々井小学校	中川、酒々井、上本佐倉、本佐倉、上本佐倉一丁目、成城台
5月10日(日) 9時～11時	酒々井中学校	伊篠新田、今倉新田、尾上、飯積、東酒々井四・五・六丁目
5月16日(土) 9時～11時	大室台小学校	東酒々井一・二・三丁目、ふじき野一・二・三丁目
5月17日(日) 9時～11時	東京学館高等学校	上岩橋、柏木、下岩橋、伊篠、篠山新田
5月30日(土) 9時～11時	中央公民館	下台、中央台4丁目
6月6日(土) 9時～11時	酒々井コミュニティプラザ	馬橋、ネオポリス、墨
6月13日(土) 9時～11時	プリミエール酒々井	中央台1・2丁目、中央台県営住宅、中央台ハイツ

町では、近年激甚化・頻発化している自然災害などに備え、避難所開設・運営訓練を実施します。住民の方の参加をお待ちしています。

日時・会場 (表1) のとおり


訓練内容 避難所を運営するうえで必要な受付、テント、ベッドなどの設営、災害を想定した図上訓練

申込方法 次の①～④のいずれかの方法で提出ください。

①直接持参 ②郵送 (〒285 18510 酒々井町中央台4-11 くらし安全協働課危機管理室宛) ③メール (kikkani@town.shisui.chiba.jp) ④ファクス (043-496-5455)

※申込書は町ホームページ、くらし安全協働課危機管理室で取得できます。

問い合わせ くらし安全協働課危機管理室 ☎(496) 1164



安全協働 避難所開設・運営訓練の実施

＜表2＞狂犬病予防集合注射接種日程表

期日	会場	時間
4月10日(金)	大森公園 (東酒々井)	9時～9時45分
	役場駐車場	10時～11時45分
4月11日(土)	役場駐車場	9時～11時45分

※ご都合の良い会場にお越しください。
※会場の混雑状況や移動の際の交通状況によって時間が前後します。

＜表3＞手数料

区分	未登録の場合	登録済みの場合
犬の登録手数料	3,000円	—
注射済票交付手数料	550円	550円
狂犬病予防集合注射手数料	3,150円	3,150円
合計	6,700円	3,700円

※マイクロチップ登録がある場合はお申し出ください。
※手数料は集合注射会場で受ける場合になります。
※はがきの問診票に1つでも「はい」に該当する場合は、予防注射が受けられない場合があります。

狂犬病予防集合注射接種を(表2)のとおり実施します。どの会場でも注射可能ですので、ご都合に合わせて来場ください。

飼い犬の登録を済ませている方には、4月上旬にお知らせのはがきを送付します。はがきに必要事項をご記入のうえ、当日持参ください。初めの方も飼い犬の新規登録と注射を併せて行うことができます。

手数料(表3)のとおり

飼い犬の予防注射は、狂犬病予防法で接種が義務付けられています。年に一度、必ず注射を受けてください。

※動物病院などで予防注射を受ける場合は、接種を済ませて、「狂犬病予防注射済証」と手数料を持参のうえ、経済環境課で注射済票の交付手続きを行ってください。

問い合わせ 経済環境課環境対策室 ☎(382) 2337

経済環境 狂犬病予防集合注射接種を実施

シルバーと一緒に仕事をしてみませんか？

私にも出来るかも (空き時間を有効に使いましょう)

★家庭のお手伝い・・・除草、草取り、お掃除、病院付添い など
お電話でお気軽にお問い合わせください



会員募集

公益社団法人 酒々井町シルバー人材センター 酒々井町酒々井 167-5

☎ 043-496-4077 (受付時間 8:30~17:00) URL <http://www.shisui-silver.jp>

全協
安協
自転車乗車用ヘルメット購入費一部補助



SGマーク

CEマーク



JCFマーク



GSマーク

CPSCマーク

自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」）の着用促進のため、ヘルメット購入費の一部補助を行っています。
補助額 ヘルメット購入費の2分の1（上限2千円、1人1個1回限り）
 ※送料、ポイントおよびクーポンなどによる支払い額を除きます。
補助対象ヘルメット 安全基準（SGマーク、JCFマーク、CEマーク【規格：EN1078のみ】、GSマーク、CPSCマーク【規格：CPSC1203のみ】）を満たした新品のヘルメット
 ※中古品、フリマサイトや個人売買などで購入したヘルメットは対象外です。

対象 4月1日以降に購入した方
申請方法 申請書および必要書類を直接提出
申請期間 5月1日（金）〜令和9年3月25日（木）
 ※申請書は町ホームページから取得できます。
 ※販売店やインターネットの通販サイトなどから発行された領収書やレシート、保証書などは、申請の際必要になりますので大切に保管してください。
問い合わせ 暮らし安全協働課危機管理室 ☎（496）1164



<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2026022000017/>

全協
安協
4月の移動交番
開設日



移動交番は、各種届け出の受理や開設した地域周辺の警戒、巡回パトロールなどを行い、地域の実情に沿った情報発信や犯罪抑止活動を行っています。
開設予定日時と場所
酒々井駅前交流センター
 4月16日（木）10時〜11時30分
酒々井プレミアム・アウトレット
 4月13日（月）14時〜15時30分
 4月27日（月）14時〜15時30分
スーパータイヨー酒々井店
 4月8日（水）10時〜11時30分
 ※諸事情により開設できない場合があります。
問い合わせ 佐倉警察署地域課移動交番係 ☎（484）0110

墓じまい樹木葬相談会

相談無料
予約不要

4月11日（土）

10時から15時30分（最終受付）

会場 **プリミエール酒々井 第一会議室**
 （文化ホール・酒々井町立図書館）
 京成酒々井駅より徒歩15分・JR酒々井駅より徒歩10分

樹木葬墓地

個別区画 2名用 **30万円**（税込）
（永代管理費含む）

お墓の引越し・墓じまい

故郷にある墓石の持込みも可能です。

見積り無料 | 手続き代行無料 | 現地調査無料

※場所によって費用がかかる場合がございます。

お墓の引越し等の資料差し上げます。

ペットと一緒に
お墓に入りたい **Withペット**

相談会のご予約・お問い合わせ

大野屋 **大野屋** お問い合わせは「大野屋テレホンセンター」へ

365日年中無休 9時〜17時

☎ **0120-02-8888**

大野屋 メモリアルアートの大野屋 検索

まちづくり
安全協

住宅に関する各種補助

令和6年1月1日に能登半島で最大震度7の地震が発生しました。大地震は、いつ発生するか分かりません。日頃からの備えが大切です。

町では、地震による建築物の倒壊から町民の大切な生命や財産を守るため、次のI～IVの補助を行っています。

I 木造住宅の耐震診断

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築、着工された木造住宅の耐震診断に要する費用の一部を〈表1〉のとおり補助します。

II 木造住宅の耐震改修工事等

昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築、着工された木造住宅で、耐震診断により耐震性が低いとされた場合に耐震改修工事費などに要する費用の一部を〈表1〉のとおり補助します。

耐震改修工事費などは、耐震設計費、改修工事費、工事監理費をいいます。どれか1つでも欠けると補助を受けることはできません。

〈表1〉各事業の補助額

	補助事業	補助率	補助上限額 (千円未満切り捨て)
I	耐震診断	3分の2	7万円
II	耐震改修工事	5分の2	60万円



〈表2〉補助額

	補助額 (千円未満切り捨て)
①	ブロック塀撤去に係る費用
②	撤去するブロック塀の長さ1メートルあたり1万円を乗じた額
③	上限10万円

※上記の①～③のうち最も低い額を補助

III 危険ブロック塀等の撤去

道路に面する危険ブロック塀などの撤去を行う場合に費用の一部を〈表2〉のとおり補助します。

対象 次の①～③に該当する場合

- ① 一般の道路に面しているブロック塀など(宅地と宅地の間にあるものは対象外)
- ② 建築基準法の規定に適合していないもの
- ③ 老朽化などにより、町が危険と判断するもの

〈I～III 共通事項〉

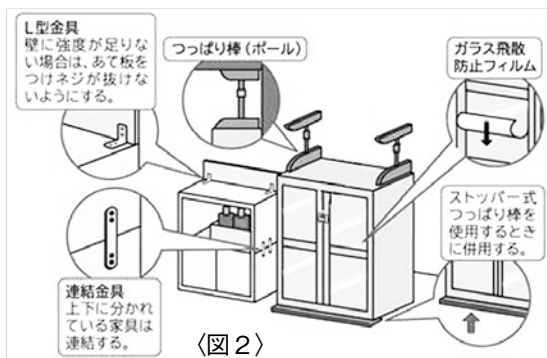
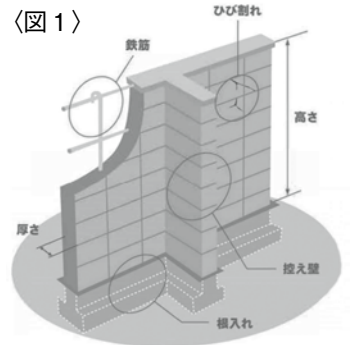
受付期間 4月13日(月)～11月30日(月)
対象 次の①～③すべてに該当する方

- ① 町に住民登録(住民票)のある方、町内または町外から対象住宅に転居する予定の方
- ② 町民税などを滞納していない方

※必ず工事を行う前(契約前・着工前)にまちづくり課まで相談のうえ、申請を行ってください。
問い合わせ まちづくり課 計画整備班 ☎(382) 234

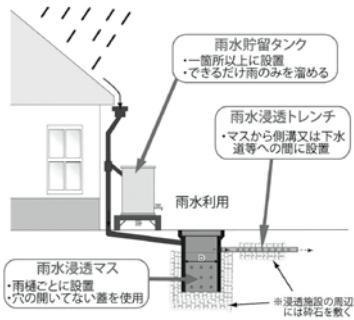
IV 家具転倒防止器具等の購入

地震による家具の転倒やガラスの飛散などを防ぐため、家具転倒防止器具などの購入または取り付け費用の助成を行います。



対象 町に住民登録(住民票)がある世帯の世帯主(一世帯につき1回限り)
助成金額 上限1万円(千円未満切り捨て)
受付期間 4月13日(月)～令和9年2月26日(金)

家具転倒防止器具の例
・タンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫などを固定し、転倒を防止する器具
・つり下げ型照明器具を固定し、落下を防止する器具
・ガラスの飛散を防止するために有効なフィルム
問い合わせ ぐらし安全協働課 危機管理室 ☎(496) 1164



〈図3〉雨水抑制施設

④過去に住宅リフォーム補助を受けていない住宅
 補助額 リフォーム工事に要する費用の10分の1、上限10万円(千円未満切り捨て)
 ※雨水抑制施設を設置する場合は2万円を追加します。

V 住宅リフォーム工事

住宅のリフォーム工事を行う場合に費用の一部を補助します。

対象 次の①～④のすべてに該当する工事

- ①20万円以上の工事
- ②町内に本社・本店のある法人や住所のある個人事業主が行う工事
- ③町で実施している他の制度で住宅改修などの補助や給付を受けていない工事
- ④過去に住宅リフォーム補助を受けていない住宅

VI がけ地近接の危険な住宅の移転

住宅の移転

危険ながけ地(土砂災害特別警戒区域)の住宅移転を推進するため、住宅の解体、除却などに要する経費や新築住宅(購入を含む)に要する経費の一部を〈表3〉のとおり助成します。

令和9年度中に移転を検討している方は、6月30日(火)までにまちづくり課へご連絡ください。

〈表3〉補助限度額

事業内容	補助の対象	補助限度額
危険住宅 除却等事業	除却や引越しなどに必要な経費	97万5千円
建物建設 (購入)事業	新たな住宅の建設、購入(土地購入を含む)を助成する(金融機関からの借入利率8.5%以内)の場合、新たな住宅の建設、購入(土地購入を含む)に要する経費	建物: 325万円 土地: 96万円

VII 狭あい道路整備事業

身近にある道路は、住みやすい環境を確保し、災害時の安全性を高める上で重要な役割を果たしています。町内には4m未満の道路(以下「狭あい道路」)が多くあります。

このような狭あい道路では、安全な通行などの生活環境に問題のあるもの、災害時の避難の妨げになるものなどさまざまな問題を抱えています。

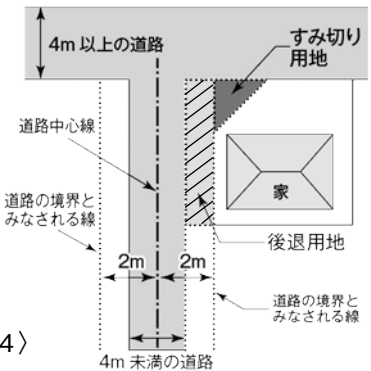
そこで、土地所有者から道路用地を寄付していただくことで、舗装や土地の登記などを行う「狭あい道路整備事業」を実施しています。

安全で良好な生活環境の実現のため、ご理解、ご協力をお願いします。

後退用地とは 狭あい道路の境界線と道路後退線の間にある土地のことです。

道路後退線とは 「幅員4m未満の建築基準法第42条第2項に指定されている道路」の中心線から2m後退した線、道路の境界線とみなされる線です。

なお、前記以外の幅員4m未満の道路(私道を除く)で



〈図4〉

は、建築基準法第42条第2項の規定を準用します。
 相談・問い合わせ まちづくり課計画整備班 ☎(382)2342

空き家対策の各種補助

I 危険空き家等除却

適切な管理が行われていない空き家などが防災、衛生、景観などの地域住民の生活環境を悪化させるおそれがあることから、空き家などのうち危険空き家等(特定空き家および不良住宅)の除却に要する費用の一部を補助します。

補助金額 除却工事に要する費用の5分の4、上限50万円(千円未満切り捨て)

II 子育て世帯空き家活用リフォーム

町内の空き家の活用と流通の促進および子育て世帯の町外からの転入および町への定住を促進することを目的に、子育て世帯(18歳以下の子を養育している世帯)で、町外からの転入者および町内の賃貸住宅からの転居者を対象とする空き家の改修工事に要する費用の一部について、補助します。

補助金額 リフォーム工事に要する費用の2分の1、上限50万円(千円未満切り捨て)
 ※雨水抑制施設を設置する場合は2万円を追加します

〈I〜II 共通事項〉

令和8年度から実施する事業のため、詳細はまちづくり課までお問い合わせください。
 ※必ず工事を行う前(契約前・着工前)にまちづくり課まで相談のうえ、申請手続きを行ってください。

※補助金交付決定前に工事を行った場合は、補助金を受けることができません。

相談・問い合わせ まちづくり課計画整備班 ☎(382)2342

令和8年度 一般会計予算の7つの基本目標別主要事業

1 誰もが健やかに暮らせる、支え合いのまちづくり

健康・福祉・子育て

障害者総合支援事業	5億9,101万円
後期高齢者医療事業	4億 154万円
児童手当支給事業	3億3,641万円
介護保険特別会計への繰出経費	1億7,289万円
保育委託事業	1億6,481万円
岩橋保育園運営事業	8,405万円
国民健康保険特別会計への繰出経費	7,398万円
社会福祉一般事務費	6,452万円
中央保育園運営事業	6,297万円
放課後児童クラブ事業	5,911万円
予防接種事業	5,057万円
子ども医療助成事業	2,816万円
障害者福祉事業	2,666万円
子ども・子育て支援事業	2,466万円

2 人権と学びが尊重され、豊かな心と歴史・文化が香るまちづくり

教育・文化

給食事業	1億6,752万円
教育総務一般事務費	8,173万円
プリミエール管理事業	3,737万円
児童生徒国際交流振興事業	2,844万円
中学校施設整備管理事業	2,224万円
プリミエール運営事業	2,112万円

3 豊かな日常を守る、安全安心なまちづくり

生活安全

佐倉市八街市酒々井町消防組合負担金	5億4,338万円
防災一般事務費	1,502万円
防犯街灯事業	1,214万円
消防施設事業	995万円
消防団事業	963万円

4 自然と共存し、環境に負荷をかけないまちづくり

環境共生

じん芥処理事業	2億6,402万円
環境衛生対策事業	2,224万円
し尿処理事業	1,919万円
地球温暖化対策推進事業	544万円
清掃一般事務費	211万円

5 便利で快適な、歩いて暮らせるまちづくり

都市基盤

社会資本整備総合交付金事業(道改)	5億1,410万円
道路維持事業	8,582万円
社会資本整備総合交付金事業(道維)	3,784万円
街区公園管理事業	1,841万円
都市計画一般事務費	1,709万円
総合公園管理事業	1,504万円
先導的官民連携支援事業	1,356万円

6 活力と魅力にあふれ、にぎわいのあるまちづくり

産業・経済

コミュニティプラザ運営事業	2,270万円
農業振興管理事業	1,448万円
商工業振興事業	1,131万円
企業誘致事業	930万円

7 多様な主体との連携により、地域の力で紡ぎだすまちづくり

地域社会・行財政

賦課徴収事業	7,449万円
情報化推進事業	6,628万円
戸籍住民基本台帳一般事務費	5,640万円
企画一般事務費	3,706万円
総務一般事務費	2,540万円
庁舎管理事業	2,361万円

特別会計

国民健康保険	19億1,115万円	(2.7%減)
介護保険	19億7,155万8千円	(15.8%増)
後期高齢者医療	5億304万8千円	(18.2%増)

水道事業会計

水道事業収益	5億3,501万3千円	(4.2%増)
水道事業費用	5億531万9千円	(2.5%減)
資本的収入	3億4,870万1千円	(54.3%増)
資本的支出	4億3,167万円	(60.5%増)

下水道事業会計

下水道事業収益	4億8,696万9千円	(2.0%増)
下水道事業費用	5億1,415万3千円	(2.8%減)
資本的収入	1億8,568万2千円	(154%増)
資本的支出	3億1,343万円	(44%増)

※ () 内は、前年度比

令和8年度地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

平成26年4月の消費税の税率が5%から8%に改正された引き上げによる増収分および令和元年10月からの2%の引き上げによる増収分は、社会保障施策に要する経費に充てられています。令和8年度歳入の地方消費税交付金(社会保障財源化分)2億9,556万5千円、歳出の社会保障施策に要する経費は、25億9,934万1千円です。

なお、令和8年度一般会計における用途の状況は<表>のとおりです。

<表> 社会保障施策に要する経費

(単位：千円)

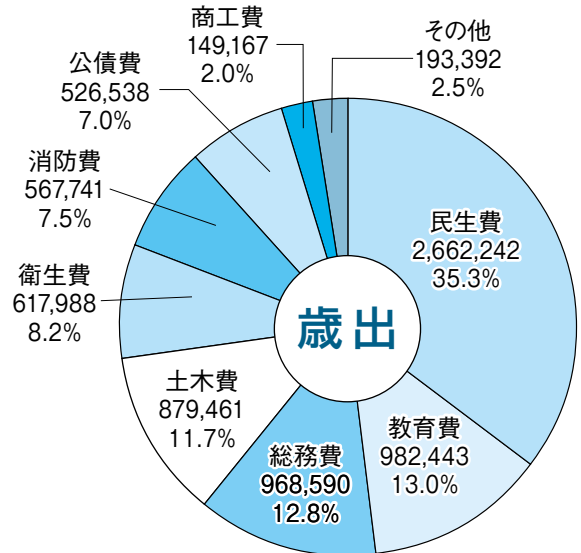
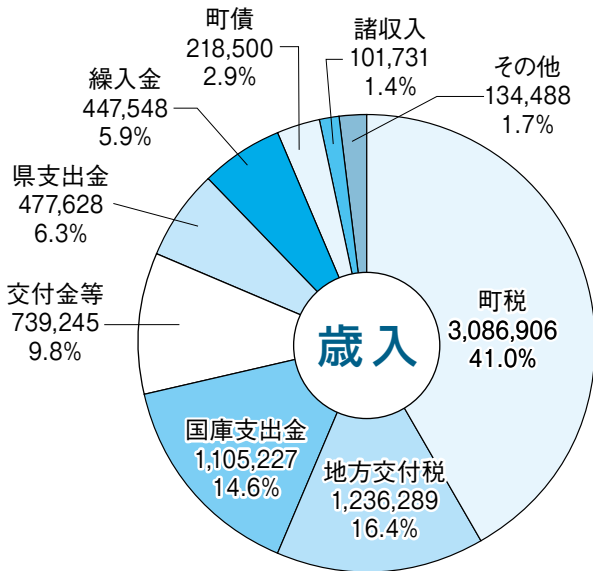
事業区分	経費	財源内訳						
		特定財源				一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)	
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他			
社会福祉	障害者福祉事業	725,642	297,778	163,074	0	532	264,258	54,046
	高齢者福祉事業	27,165	0	337	0	8,348	18,480	3,779
	児童福祉事業	845,879	379,865	102,705	0	13,474	349,835	71,548
	母子福祉事業	5,958	0	2,650	0	0	3,308	677
	小計	1,604,644	677,643	268,766	0	22,354	635,881	130,050
社会保険	国民健康保険事業	126,169	20,223	61,537	0	0	44,409	9,083
	介護保険事業	290,353	7,981	3,990	0	0	278,382	56,934
	後期高齢者医療事業	401,545	0	50,487	0	10,992	340,066	69,550
	小計	818,067	28,204	116,014	0	10,992	662,857	135,567
保健衛生	予防事業	65,293	1,950	135	0	0	63,208	12,927
	健康増進事業	24,660	507	1,473	0	1,772	20,908	4,276
	母子保健事業	86,677	11,535	12,619	0	205	62,318	12,745
	小計	176,630	13,992	14,227	0	1,977	146,434	29,948
	合計	2,599,341	719,839	399,007	0	35,323	1,445,172	295,565

令和8年度当初予算 一般会計、前年度比5.8%減の 75億4,756万2千円でスタート

令和8年度予算が、3月議会で可決されました。

一般会計当初予算は75億4,756万2千円で、前年度に比べ4億6,150万8千円、5.8%減額しています。

国民健康保険など3つの特別会計予算の合計は43億8,575万6千円となっています。
問い合わせ 企画財政課財政班 ☎ (382) 2335



歳入予算の前年度比較

(単位：千円、%)

区分	8年度	7年度	前年度比較	
	予算額		増減額	増減率
町税	3,086,906	2,996,615	90,291	3.0
地方交付税	1,236,289	1,578,172	△ 341,883	△ 21.7
国庫支出金	1,105,227	1,055,247	49,980	4.7
交付金等	739,245	677,392	61,853	9.1
県支出金	477,628	469,296	8,332	1.8
繰入金	447,548	402,143	45,405	11.3
町債	218,500	539,216	△ 320,716	△ 59.5
諸収入	101,731	163,497	△ 61,766	△ 37.8
その他	134,488	127,492	6,996	5.5
合計	7,547,562	8,009,070	△ 461,508	△ 5.8

歳出予算の前年度比較

(単位：千円、%)

区分	8年度	7年度	前年度比較	
	予算額		増減額	増減率
民生費	2,662,242	2,554,176	108,066	4.2
教育費	982,443	1,135,134	△ 152,691	△ 13.5
総務費	968,590	999,763	△ 31,173	△ 3.1
土木費	879,461	694,518	184,943	26.6
衛生費	617,988	1,198,190	△ 580,202	△ 48.4
消防費	567,741	549,066	18,675	3.4
公債費	526,538	562,295	△ 35,757	△ 6.4
商工費	149,167	116,730	32,437	27.8
その他	193,392	199,198	△ 5,806	△ 2.9
合計	7,547,562	8,009,070	△ 461,508	△ 5.8

歳入

歳入の約4割を占める町税は、生産年齢人口の減少はあるものの、給与収入の増額に伴う個人町民税の増額、また法人町民税や固定資産税も増額を見込み、前年度比3.0%増加しています。

地方交付税は、臨時財政対策債が令和7年度と同様に新規発行額はなく、普通交付税は減額するものと推計し、前年度比21.7%減少しています。

国庫支出金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、社会資本整備総合交付金や、障害児入所給付金等負担金の増額により、前年度比4.7%増加しています。

交付金等は、地方消費税交付金、配当割交付金や公人事業税交付金等が増額するものと推計し、前年度比9.1%増加しています。

町債は、保健センター大規模改修事業の終了、墨古沢遺跡保存整備事業の見直しや、臨時財政対策債の新規発行額がないことから、前年度比59.5%減少しています。

歳出

民生費は、療育給付費負担金、障害児給付費、介護給付費・訓練等給付費などの増額により前年度比4.2%増加しています。

教育費は公立学校情報機器整備事業費補助金事業（端末購入）、墨古沢遺跡活用分用地購入費などの終了により、前年度比13.5%減少しています。

総務費は、税収システム標準化以降支援業務、戸籍・住基システム改修業務、令和7年国勢調査が終了したことから、前年度比3.1%減少しています。

土木費は、町道02-012号線道路改良工事、酒々井総合公園の先導的官民連携支援業務などの増加により、前年度比26.6%増加しています。

衛生費は、保健センター大規模改修工事の終了、定期予防接種業務などの減少により、前年度比48.4%減少しています。

消防費は、火の見櫓撤去工事などの増加により前年度比3.4%増加しています。

【町内事業所の皆さまへ】 令和8年経済センサス活動調査の実施

令和8年
6月1日

経済センサス活動調査は、総務省・経済産業省により、5年ごとに全国すべての事業所・企業を対象に行われ、日本経済の「いま」を明らかにする大切な調査です。

6月1日(月)は、令和8年経済センサス活動調査の基準日です。

存続事業所へは、国より順次インターネット回答用書類が送付されますので、回答にご協力をお願いします。

書類送付 4月16日(木)頃 (インターネット回答用書類のみ)

回答期限 4月27日(月)

※新規事業所およびインターネットでの回答を希望しない事業所へは、5月中旬より調査員が訪問し、紙の調査票を配布します。(紙の調査票の回答期限は6月8日(月)です。)

問い合わせ 経済センサス活動調査コンタクトセンター：調査全般に関すること ☎0120(138)102、
インターネット回答に関すること ☎0120(319)502

廃業の連絡 企画財政課企画・地方創生推進室 ☎(382)2334

支所等を有さない比較的小規模な事業所へは次の方法で調査書類・調査票をお届けします

- 1 4月からインターネット回答用の書類を郵送
- 2 インターネット未回答等の事業所へは5月に調査員が紙の調査票を配布

※支社・支所をもつ企業や規模の大きい事業所などには、「直轄調査」という別の方法で調査を実施します

経済センサス-活動調査のいろんな疑問にお答えします。

Q:どんなことを調査するの？

A:従業員は何人か、売り上げはいくらか、などを回答していただきます。

Q:どんなことに役立てられているの？

A:本調査は、行政施策の立案や民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く活用されています。(例:防災対策のための利活用、支援制度の検討など)



Q:必ず答えなければならないの？

A:本調査は「統計法」という法律に基づき、回答する義務(報告義務)とこれに反したときの罰則が定められています。また、調査関係者が調査内容を他に漏らすことは固く禁じられており、ご回答いただいた内容については「統計法」の規定により適切に管理し、秘密の保護に万全を期しています。



Q:調査の対象は？

A:経済センサス-活動調査は「調査員調査」と「直轄調査」の2つの方法で実施されます。具体的には、下図に記載のとおり回答していただきます。



調査員調査



・支所等を有さない(比較的小規模な)事業所、個人経営の事務所などが主な対象です。
・それぞれの事業所ごとに回答していただきます。

直轄調査



・支所等を有する企業、資本金1億円以上の比較的大規模な事業所などが主な対象です。
・本社において傘下事業所を含めた情報を回答していただきます。

Q:調査員はどんな身分で、どんな仕事をしているの？



A:調査員は、都道府県知事が任命した地方公務員です。

調査票の配布及び回収のほか、担当する地域にある事業所等の営業状態を外観などから確認することが主な仕事です。なお、調査員は活動中、「調査員証」を携帯しています。また、調査員証を収納するケースのストラップや、調査員が携帯する「下敷き」と「手提げ袋」には経済センサス-活動調査のロゴが印字されています。もし、不審に思われた場合には、最寄りの市区町村へお問い合わせください。

 回答はインターネットがおすすめです。

<https://www.e-census2026.go.jp/>

経済センサス2026

検索

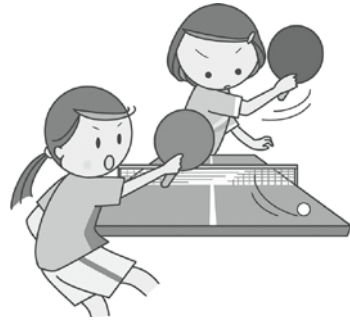
費用の記載がないものは無料です。

上岩橋の獅子舞

春季卓球大会



4月5日(日)に上岩橋の獅子舞を開催します。
この獅子舞は、江戸時代中頃から伝承されており、五穀豊穡を祈願して、地区の鎮守の駒形、菊賀、大鷲の三神社と区長宅で演舞が奉納され、町の無形民俗文化財にも指定されています。皆さんも、この伝統的な舞をご覧に足を運んでみませんか。
期 日 4月5日(日)
巡回場所・予定時刻
駒形神社9時、菊賀神社11時、大鷲神社14時
問い合わせ 生涯学習課文化財班 ☎(496)5334



期 日 5月17日(日)
受付 8時30分～8時45分
会場 酒々井小学校体育館
種 目
団体戦 一般参加者全員による抽選でチームを編成
個人戦 シングルス(一般男子、一般女子、中学生男子、中学生女子、小学生)、混合ダブルス
対 象 町内在住・在勤
※過去在住含む
参加費 大人300円、小・中学生無料
※当日集金します。
持ち物 昼食
申込方法 当日会場で申し込
み
問い合わせ 町体育協会卓球専門部 佐々木 ☎090(9230)8826

子育て支援活用カレンダー 4月

子育て支援センター あいあい

日 時 月～土曜日(祝日を除く)9時～16時
※1日(水)は、休館です。
対 象 町内在住の0歳から就学前までのお子さんと保護者の方、妊娠中の方、保護者の実家が町内にある方
申込方法 電話、窓口
申込開始日 行事の2週間前
※12時～13時はランチルームで食事を取ることができます。(イベントがある日は12時～13時は閉館となります。)
※9時～11時30分、13時30分～15時30分は外遊びができます。(着替えをご持参ください。)
※行事のない日は、申し込みなしでご利用できます。

4月の行事(要申込)

期 日	内 容
6日(月)	ママと赤ちゃんの日
14日(火)	にじいろ1才の日
17日(金)	ふれあい遊び
24日(金)	誕生会
25日(土)	パパと赤ちゃんの日
27日(月)	作ってあそぼう

○毎週月曜日(9時～16時)は、子育てコンシェルジュに育児や就園などについて電話相談ができます。
○20日(月)～25日(土)は、身体測定ができます。
○誕生カードの手形はいつでも取れます。
申込・問い合わせ 子育て支援センターあいあい ☎(290)9790

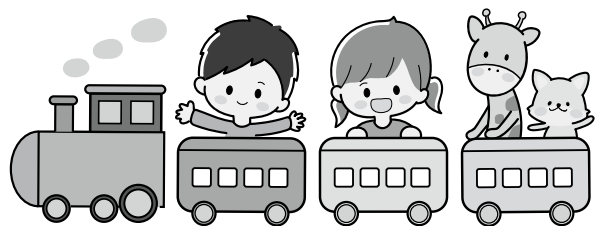
しょうえん こども こそだてルーム

時 間 ①9時～12時②13時～15時
予約方法 電話、メール
受付日時 月～金曜日(祝日を除く)9時～15時
4月の行事(要申込)

期 日	内 容
1日(水)	子育てルームはじめて見学会
23日(木)～30日(木)	子育てリサイクルデー
30日(木)	プレママの日

※行事は、前日までにお申し込みください。
申込・問い合わせ 昭苑こども園 ☎(496)3238、しょうえんこどもこそだてルーム ☎090(3905)7451、✉kosodate55@shoen.ed.jp

4月の岩橋保育園・中央保育園の園庭開放の予定はありません。



問い合わせ

酒々井町保健センター
 ☎ (496) 0090
 FAX (496) 8453

保健コーナー

※費用の記載がないものは無料です。

令和8年度 子宮頸がん・乳がん検診(集団)
 申し込み受け付け中

検診期日 (表1)のとおり

検診の種類	期日
子宮頸がん	6月15日(月)、24日(水) 25日(木)
乳がん(エコー)	6月24日(水)
乳がん(マンモグラフィ)	6月15日(月)、17日(水)、18日(木)、23日(火)～25日(木)

※検診日時は指定させていただきます。都合の悪い場合は変更できますので、受診票が届き次第ご連絡ください。
 受付時間 9時20分～11時、12時50分～15時

対象

子宮頸がん検診

20歳以上の奇数歳の女性
 ※令和7年度に受診していない方は、偶数歳でも受診できます。

乳がん検診(エコー)

40歳代の偶数歳・30歳代の女性
 乳がん検診(マンモグラフィ)

40歳代の奇数歳・50歳以上の女性
 ※40歳代の乳がん検診は、マンモグラフィとエコーの交互検診です。

申し込みの必要な方

- ①検診を初めて受ける方
- ②子宮頸がん検診・前回の検診が令和6年度以前の方、令和7年度に個別検診を受けた方で集団検診を希望する方
- ③乳がん検診・前回の検診が令和6年度以前の方、令和7年度に個別検診を受けた方で集団検診を希望する方

※無料クーポン券を使って受診した方は不要です。

検診費用 いずれも1,000円

※検診当日にお支払いください。

検診費用が無料になる方 次の①～③に該当する方は、検診費用が無料となります。

①75歳以上(昭和26年12月31日以前生まれ)の方・手続きは不要です。

②生活保護世帯の方・検診当日、生活保護受給証明書を持参してください。

③町民税非課税世帯の方・5月29日(金)までに保健センターで免除申請を行ってください。

申込方法 電話、窓口、申込フォーム

※必要事項(住所、氏名、年齢、生年月日、電話番号、申し込み検診名)

申込期限 5月8日(金)

注意事項

- ①当日の申し込みはできません。
- ②一日に検診のできる人数に限りがあるため、希望日にならないことがあります。

③6月上旬ごろに受診票を送付します。

申込・問い合わせ 保健センター
 ※個別検診は委託医療機関で6月～12月に実施の予定です。詳細が決まりましたら広報紙などお知らせします。



申込フォーム

带状疱疹予防接種

2種類のワクチンのうち、いずれか希望するワクチンを接種することができます。

接種期限 令和9年3月31日(木)まで

実施医療機関 (表2)のとおり

接種方法 実施医療機関(表2)のいずれかに予約のうえ、町から届いた通知とマイナ保険証または資格確認書を持参し医療機関で予防票の交付を受け、接種してください。

対象 令和8年度に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方で、これまでに带状疱疹の予防接種を受けたことのない方

※対象の方には通知を送付します。

接種費用

・生ワクチン(国産・ビケン) 1回4,000円

・組換えワクチン(輸入・シングリックス) 1回11,000円×2回(2カ月の間隔をあける)

※医療機関で直接お支払いください。

注意事項

- ・生ワクチンと組換えワクチンの両方は受けられません。
- ・組換えワクチンは2回接種ですが、同一の医療機関で実施してください。
- ・带状疱疹になったことがある方でも予防接種を受けられます。

・町外の医療機関で接種を希望される方は、保健センターへお問い合わせください。

お問い合わせ 保健センター



<表2>実施医療機関

医療機関名	電話番号
まえだ医院	☎ (496) 3610
しすい皮膚科	☎ (496) 4112
酒々井虎の門クリニック	☎ (310) 7021
しすい整形クリニック	☎ (481) 6611
千葉しすい病院	☎ (481) 8111
しすいホームクリニック	☎ (309) 8388



保健コーナー

※費用の記載がないものは無料です。

今月の行事

期 日	内 容	受付時間・会場
21日(火)	乳児相談 10カ月児 R 7.5・6月生	10時～11時 保健センター
	4カ月児 R 7.11・12月生	13時30分～14時30分 保健センター
23日(木)	1歳6カ月児健康診査 R 6.8・9月生	13時～13時30分 保健センター
随時	健康相談・歯科健康相談 ※事前にお電話にてご予約をお願いします。	保健センターほか

予防接種 委託医療機関で実施中

乳幼児	BCG・麻しん風しん混合・日本脳炎・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎・ロタ・5種混合
9歳～13歳未満	日本脳炎
11歳～13歳未満	ジフテリア破傷風混合
小学校6年生～ 高校1年生女子	ヒトパピローマウイルス感染症
妊 婦	RSウイルス
成人・高齢者	麻しん風しん混合・肺炎球菌・带状疱疹

夜間および休日の救急診療

※来診する際は、事前に電話を入れ、保険証をご持参ください。

◎印旛郡小児初期急病診療所(0～15歳まで)
佐倉市江原台2-27 (佐倉市健康管理センター内)
☎043 (485) 3355

※受け付けは、診療終了の15分前までです。
受診の際は、必ず受付時間内をお願いします。

診療日時

診療日	診療時間
月～土曜日	19時～23時
日曜日・祝日	9時～17時
12月29日～1月3日	19時～23時

◎成田市急病診療所

成田市赤坂1-3-1 (成田市保健福祉館敷地内)

☎0476 (27) 1116

※受け付けは、診療終了の15分前までです。

診療科と診療日時

診療科目	診療日	診療時間
	毎日(日曜日を含む)	19時～23時
内 科 小児科	日曜日・祝日・振替休日	10時～17時
	8月13日～15日 12月29日～1月3日	
外 科	日曜日・祝日・振替休日	10時～17時
	8月13日～15日 12月29日～1月3日	
歯 科	祝日(日曜日を除く)・振替休日	10時～17時
	8月13日～15日 12月29日～1月3日	

◎こども急病電話相談 毎日夜間 19時～翌朝 8時

☎#8000 ダイヤル電話からは☎043(242)9939

◎救急安心電話相談 平日、土曜日：18時～翌朝 8時

日曜日、祝日、GW、年末年始：9時～翌朝 8時

☎#7119 ダイヤル電話からは☎03(6810)1636

リズム体操教室A

手先を動かす脳トレや音楽に合わせてながら、全身を使ったストレッチや体操で楽しく運動しましょう。

日 時 5月1日(金)、8日(金)、15日(金) 10時～11時30分(全3回)

会 場 保健センター集団指導室

講 師 日本スポーツ協会スポーツプログラマー三橋好子さん

対 象 65歳以上の方

定 員 20人(要申込・先着順)

申込方法 電話、窓口

申込期限 4月21日(火)

※通院されている方は、事前に保健センターへ問い合わせください。

申込・問い合わせ 保健センター

やさしいエアロビクスA

音楽を聞きながらリズムに合わせて体を動かすエアロビクスを通じて健康づくりをしていきませんか。エアロビクスをしたことがない方も、楽しく身体を動かすことができます。

日 時 5月22日(金)、29日(金)、6月5日(金) 13時30分～15時(全3回)

会 場 保健センター集団指導室

講 師 スポーツインストラクター田中久美子さん

対 象 65歳以上の方

定 員 20人(要申込・先着順)

申込方法 電話、窓口

申込期限 5月1日(金)

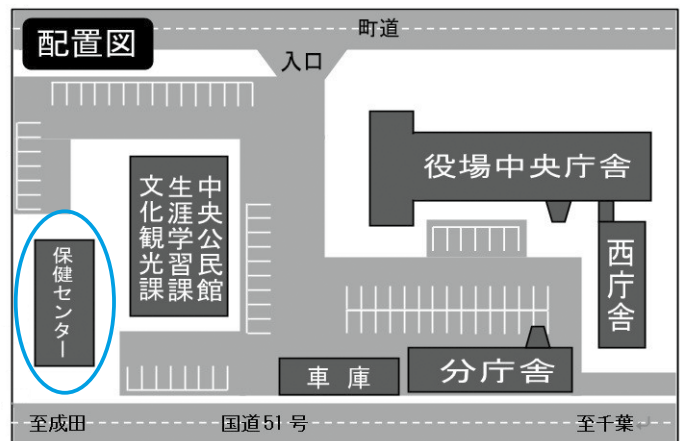
※通院されている方は、事前に保健センターへ問い合わせください。

申込・問い合わせ 保健センター

事務室移動

4月1日より保健センター事務室が役場分庁舎2階から保健センターに変わります

改修工事のため、事務室を移動していましたが、工事が完了したため、保健センターに移動しました。



問い合わせ 保健センター



花いっぱい運動 協力団体募集

住む人、訪れる人に憩いと安らぎを与え、美しいまちづくりを進めるため、ボランティア団体の方々に町から提供した花苗を沿道や公園などに植栽し、管理していただく「花いっぱい運動」を行っています。

令和8年度の花苗交付は、6月と11月を予定しています。今回は6月に交付希望される団体を募集します。なお、初めて申請をする団体は事前に相談ください。

実施場所 沿道、公園など公共性が高い場所（土地所有者（管理者）の許可を得た場所に限定）

交付予定の花苗 ニチニチソウ・マリーゴールドなど

対象 自主的かつ継続的に町内を拠点に活動を行う3人以上で組織する団体

申請方法 申請書を直接提出

※申請書はくらし安全協働課窓口または町ホームページで取得できます。
申請期限 5月8日（金）



HP:<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2021120200024/>



美化活動

Vi Katsu

問い合わせ くらし安全協働課
機動班 ☎ (496) 1165

公園等愛護活動にご協力ください

地域の公園や広場は、普段から住民の「憩いの場」やお子さんのための「遊び場」となっています。

また、災害時には「避難場所」になるなど、さまざまな役割を持っています。その公園や広場をより安全で快適な場所にするため、町では住民の皆さんによる環境美化活動の「公園等愛護活動」を推進しています。

公園等愛護活動とは

「身近な公共施設を自分たちの手できれいにしよう」という愛護精神のもと、「公園等愛護団体」の方々による除草作業や低木の剪定、簡易な遊具点検や花壇の整備など、安全で安心な公園の維持を行うボランティア活動のことです。

公園等愛護団体とは

地域の方々など5人以上で構成された団体で、町が管理する公園などを継続的に維持管理するボランティア団体のことです。現在11団体が17カ所の公園などで活動されています。

町からの支援

町では公園等愛護団体に、除草回数や公園などの面積で算出した報奨金を交付します。



HP:<https://www.town.shisui.chiba.jp/docs/2014021808413/>

文芸コーナー

短歌

うずもるる雪に住む地を思へども羽毛のごとく舞ふは美し
 耕うん機の田起こしするを見ておれば土の香りに春を感じる
 春待たず机並べし友は逝きふるさとの灯はまたひとつ消ゆ
 悩み事抱えて着いた駐車場で赤啄木鳥飛び来て「大丈夫だよ」

近藤 教子
 竹下 康子
 山内 千枝
 山田 和子

俳句

母の愛に勝る愛なし花万朶
 日溜りで一針ごとの繕いす
 猫といて陽の暖かき窓辺かな
 朝焼けに翁ひとりのサツパ舟
 揚雲雀名のりをあげて空無限
 美濃紙の二枚重ねや目貼剥ぐ
 示現流気合一気に冴返る

榎 利美
 荒 裕子
 梅澤 波葉
 村島 庄次
 鈴木 遊琴
 石井野里子
 樺山 資亮

(投句順)

株式会社千葉薬品と包括連携に関する協定を締結

町ではヤックスドラックなどを運営する株式会社千葉薬品と包括連携に関する協定を締結しました。この協定では、相互の緊密な連携を強化し、協働による活動を推進することにより、町内の活性化および住民サービスの向上を図ることを目的としています。

また、災害などの非常時には物資の提供による被災者の支援を行います。

この協定を通じて、平常の生活をより活性化するとともに、災害などの非常時も迅速に連携し、支援を行う態勢の構築を図ります。問い合わせ ぐらし安全協働課危機管理室 ☎(496) 1164



千葉県弁護士会と災害時の法律相談等に関する協定を締結

町では災害時の備えとして、千葉県弁護士会と災害時の法律相談等に関する協定を締結しました。

協定締結の主な目的は、災害時の法律相談などによる被災者の支援および被災者の早期の社会復帰です。

災害発生直後の人命保護についての相談や、被害を把握してからの家屋被害相談、災害に関する近隣とのトラブルについての相談など、多岐に渡る法律相談に対応することを想定しています。

また、相談内容に応じて、法律相談だけでなく各種相談機関への案内なども行うことが可能になります。



この協定を通じて、被災された方々への迅速な支援を行うとともに早期の社会復帰を支援し、生活の安定を図ります。問い合わせ ぐらし安全協働課危機管理室 ☎(496) 1164

社会福祉法人酒々井町社会福祉協議会へ、次のとおりご寄付をいただきました。(敬称略・順不同)

- (金銭) ・酒々井町チャリティーバザー実行委員会……20万5千318円
- (金品) ・匿名1件……切手4万2千750円分



4月の各種相談

相談名	日時・会場	予約・問い合わせ など
心配ごと相談	2日(木)、16日(木)、30日(木)13時～16時 町社会福祉協議会	町社会福祉協議会 ☎(496)6635 ※相談日の3日前までに電話予約が必要です。 (先着順1日6件まで)
法律相談	9日(木)、23日(木)13時～16時 町社会福祉協議会	
人権相談	14日(火)13時30分～15時 役場西庁舎2階第1会議室	健康福祉課人権推進室 ☎(496)1176
身体障がい者相談	月～金曜日(祝日を除く)9時～17時	健康福祉課福祉班 ☎(496)1177 相談員・里見弘美さん、濱端剛さん
知的障がい者相談	月～金曜日(祝日を除く)9時～17時	健康福祉課福祉班 ☎(496)1177 相談員・福田美千代さん
障がい者差別相談	月～金曜日(祝日を除く)9時～17時	印旛保健所(印旛健康福祉センター) ☎(486)5991 ☎(486)2777 健康福祉課福祉班 ☎(496)1177
生活困窮相談	7日(火)9時30分～16時 役場西庁舎1階(町社会福祉協議会)	健康福祉課福祉班 ☎(496)1177 事前予約:さかえ・しすいワーク・ライフサポートセンター ☎(308)6332
子ども相談(町)	17日(金)13時30分～15時 役場中央庁舎1階会議室	健康福祉課人権推進室 ☎(496)1176 ※相談日の前日までに電話予約が必要です。
子ども相談(県)	月～金曜日(祝日を除く)9時～16時 印旛保健所(印旛健康福祉センター)家庭児童相談室	印旛保健所(印旛健康福祉センター)地域福祉課 ☎(483)1120 ※電話による相談もできます。
就学・教育・いじめ相談	月～金曜日(祝日を除く)9時～17時	学校教育課学校教育班 ☎(382)2345 ※電話による相談もできます。
家庭教育相談	木・金曜日(祝日を除く)9時～17時	生涯学習課社会教育班 ☎(496)5334 ※相談を希望される場合は、事前にご連絡ください。
消費生活相談	7日(火)、14日(火)、21日(火)、28日(火)10時～12時30分、13時～15時 役場中央庁舎1階会議室	経済環境課商工振興班 ☎(382)2339
就労・進路相談	8日(水)13時～17時 役場中央庁舎1階会議室	ちば北総地域若者サポートステーション ☎0476(24)7880 ※相談を希望される場合は、事前に予約してください。
子育て電話相談	子育て支援センターあいあい 月曜日(祝日を除く)9時～16時	子育て支援センター あいあい ☎(290)9790
	岩橋保育園 月～金曜日(祝日を除く)9時～17時 中央保育園 ※岩橋保育園は月曜日に栄養相談あり	岩橋保育園 ☎(481)7021 中央保育園 ☎(496)1274

少年野球 酒々井ビッグアローズ部員

「あいさつ・思いやり・感謝の心」など精神教育を中心に野球をしています。練習風景や試合結果、活動予定などInstagramに投稿しています。

活動日時 毎週土・日曜日および祝日
8時30分～17時(夏季)、9時～16時(冬季)

活動場所 中央台公共用地

対象 町内外の幼稚園～小学生の男女
会費 年会費(保険代含む)小学3年生以上12,000円、小学1,2年生5,000円、幼稚園児2,000円

※入会金無し

※試合用ユニフォームは貸与します。

問い合わせ 松本 ☎090(9811)6202



shisuibigarro
ws.89dream.jp

相談

地域包括支援センターは 高齢者の身近な相談窓口です

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、医療や介護の相談、福祉サービスの紹介や関係機関との連携などさまざまなサポートを行っています。

看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの資格を持った専門の職員が高齢者に関する相談に幅広く対応いたします。

問い合わせ 町地域包括支援センター
☎(481)6393

令和8年度第1回 福祉のしごと就職相談会(前期)

千葉県福祉人材センターでは、社会福祉施設などへ就職を希望する方を対象に「福祉のしごと就職相談会(前期)」を開催します。

日時 4月25日(土)11時～15時
会場 船橋市民文化創造館(きららホール)

※事前申込、履歴書およびスーツ不要
問い合わせ 千葉県社会福祉協議会
千葉県福祉人材センター ☎(306)1277



HPはこちら

<https://www.chibakenshakyo.net/>

催し・講座

令和8年度3市町広域
手話奉仕員養成講座(後期)

日時 5月14日(木)～12月10日(木)14時～16時(全27回、予備日含む)
会場 富里市福祉センター
対象 八街市・富里市・酒々井町のいずれかに在住・在勤していて、手話奉仕員養成講座「前期」を修了し、将来手話通訳者を目指す方
定員 20人(要申込、先着順)
教材費 ①テキスト3冊5,390円(税込) ②手話動画視聴システム1年視聴コース1,760円(税込) ③日本聴力障害新聞年間購読料4,300円(別途振込手数料)
※②および③の使用は任意
申込期限 4月20日(月)
申込・問い合わせ 社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会千葉聴覚障害者センターコミュニケーション課養成係 ☎(308)6373、(308)6400、✉juko sei@chibadeaf.or.jp

Get together～酒々井
サークル交流発表会

春のひととき、皆さんで歌とダンスを楽しみましょう。観覧無料です。
日時 4月12日(日)13時～16時
会場 中央公民館講堂
内容 ウクレレ演奏・コーラス・手話ダンス・フラダンス
問い合わせ マリエ・プア・ティアレ事務局 下田 ☎(496)0888

しすいオレンジカフェ

認知症の方やその家族、認知症に関心がある方など、町民の方が自由に参加できる集いの場です。
日時 4月15日(水)13時30分～15時
会場 中央公民館研修室
内容 ～地域参加と笑い～呆けない、寝込まない、笑って長生き
講師 薬剤師・日本笑い学会講師 川上千里さん
対象 町内在住の方
定員 40人(要申込・先着順)
申込・問い合わせ 町地域包括支援センター ☎(481)6393

ふれあいサロン「かざぐるま」

日時 4月3日(金)10時～11時30分
会場 中央公民館講堂
※予約不要、途中入退場自由
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎(496)6635

募 集

地域安全のために力を貸してください!
ブルドックス会員

地域安全コミュニティしすい防犯パトロール「ブルドックス」の仲間になりませんか。
活動内容 防犯パトロール、防犯キャンペーン、防犯情報の発信、スクールガード、会員の親睦
申込・問い合わせ 稲葉 ☎(496)2420



悲惨な交通事故のない街へ
佐倉交通安全協会交通指導員

佐倉交通安全協会は、佐倉警察署内に事務局を置いており、警察、行政自治体などと連携して2市1町(佐倉・八街・酒々井)で各種の交通安全活動を実施しています。地域から悲惨な交通事故をなくすため、地域の交通安全活動に参加しませんか。
活動内容 ①四季の交通安全運動における街頭監視・誘導活動②街頭における交通事故防止広報啓発活動③小中学校などにおける交通安全教室の実施や地域行事の交通整理
問い合わせ 佐倉交通安全協会事務局 ☎(485)0708

少年野球
酒々井ジャガーズ部員

「明るく・楽しく・真剣に」をモットーに、多くの子どもたちが、元気に活動しています。初心者大歓迎です。随時、体験の受け付けをしています。
活動日 毎週土・日曜日および祝日
活動場所 酒々井小学校グラウンド
対象 保育園、幼稚園～小学生の男女
会費 月額1,000円
※試合用ユニフォームは貸与します。
問い合わせ 藤高 ☎090(2655)9381、Instagram shisuijaguars



SHISUIJAGUARS

少年サッカー
酒々井FC部員

活動日時 毎週土・日曜日9時～12時
活動場所 大室台小学校グラウンド
対象 小学生の男女
会費 入会金1,000円、保険代(年間)800円、月会費1～3年生1,000円、4～6年生1,500円
申込方法 電話、活動場所
体験入部

日時 随時(雨天中止)
※怪我などは自己責任となります。
会場 大室台小学校グラウンド
※飲み物を持参のうえ、動きやすい服装、運動靴、帽子を着用してください。
問い合わせ 伊藤 ☎080(4680)6722、蔭山 ☎080(5376)1819

酒々井町剣道教室部員

小学生を主体に基本稽古を行っています。団体として大会などに年6回参加しています。現在、13人の生徒が活動しています。随時体験・見学も承っていますので、お問い合わせください。
また、Instagramを開設しており、様々な活動内容をご覧いただくことができます。
活動日時 毎週土・日曜日9時～10時30分(8時45分～準備運動開始)
活動場所 大室台小学校体育館
問い合わせ 伊藤 ☎090(6006)6406、✉shisui.kendou@gmail.com、Instagram shisui_kendo



SHISUI_KENDO

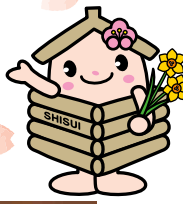
酒々井アスリートクラブ入会者

陸上競技を通して、健康・体力づくりや子ども達と地域の人々との交流を目的としたアスリートクラブです。
活動日 週1回、土曜日または日曜日
活動場所 主に酒々井中学校グラウンド、酒々井総合公園
対象 町および近隣市町在住の小学4年生以上、市民ランナーの方
※小学3年生以下要相談
会費 年会費3,000円
問い合わせ 眞々田 ☎(496)9160、HP: https://www.c-sqr.net/c/cs93110/



酒々井中学校卒業式

3月12日、酒々井中学校体育館で卒業式が行われました。145人の卒業生たちは、思い出の詰まった学び舎に涙と笑顔で別れを告げました。
卒業生の皆さん、この度はおめでとうございます。皆さんの輝かしい未来を願っています。



4月のプレミアム酒々井

図書館 おはなし会 12日、26日 15時
赤ちゃん向けおはなし会 9日 木 10時30分

休館日 文化ホール 6、13、20、27、30日
図書館 6、13、16、20、27、30日

問い合わせ プリミエール酒々井 ☎(496)8681
図書館 ☎(496)8682



プリミエール酒々井
ホームページ

◆今月の納期◆

納付期限 4月30日(木)まで
固定資産税 第1期

納付には
便利な
口座振替を

令和8年度の固定資産税納税通知書は4月10日金に送付予定です。

◆休日窓口開庁日◆

4月26日(日) 8時30分～12時

【税務住民課】住民票・戸籍・印鑑証明などの交付、印鑑登録、マイナンバーカードの交付・更新、戸籍届書の受付(転入・転出などの住民異動に係るものは除く)、納税・所得・固定資産等各種証明書の交付、納税相談、収納(町税・国民健康保険税)
※転入・転出のお手続きおよび住民票・戸籍の広域交付はできません。

◆発行・編集 酒々井町総務課秘書広報室
〒285-8510 千葉県印旛郡酒々井町中央4-11
☎043(496)1171 ◆毎月1回1日発行

◆酒々井町のホームページ <https://www.town.shisui.chiba.jp>
※CDに録音した「声の広報」は、町社会福祉協議会
☎(496)6635

人口と世帯数 令和8年3月1日現在 ※ () 内は前月比
人口19,944人 (-48) 男9,874人 (-33) 女10,070人 (-15)
世帯数10,161 (-30)